

## 奈良県立医科大学医科学研究生B（学部研究生）規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、奈良県立医科大学医科学研究生規程第4条の規定に基づき、奈良県立医科大学医科学研究生B（以下「学部研究生」という。）に関し必要な事項を定める。

（目 的）

第2条 学部研究生は、教授又は講座等の主任担当者（以下「教授等」という。）の指導に基づき医科学に関する諸種の研究を行う。

（資 格）

第3条 学部研究生として許可を受けることができる者は、奈良県立医科大学（以下「本学」という。）の学部在学中の学生で、指導を受ける教授等の承諾を得た者とする。

（申 請）

第4条 許可を受けようとする者は、学部研究生許可申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、指導を受ける教授等に申請するものとする。

2 許可の更新を受けようとする者は、学部研究生更新申請書（様式第2号）に必要事項を記載し、指導を受ける教授等に申請するものとする。

（許 可）

第5条 教授等は、前条により申請又は更新申請をした者について審査の上、学部研究生として許可することができる。

2 教授等は、前項の許可をした者について、学部研究生許可報告書（様式第3号）に必要事項を記載し、医学部長に報告するものとする。

（許可期間）

第6条 許可の有効期間は1年以内とし、許可された日の属する年度の末日までとする。ただし、申請によりこれを更新することができる。

（辞 退）

第7条 学部研究生は、辞退しようとするときは、学部研究生辞退申請書（様式第4号）に必要事項を記載し、教授等に申請し、許可を受けなければならない。

2 教授等は、前項の許可をした者について、医学部長に報告するものとする。

（研 究）

第8条 学部研究生は、教授等の指導の下で、研究の遂行に必要な本学の研究施設を使用できる。ただし、その使用にあたって許可を必要とするものは、予め所定の手続きをとらなければならない。

2 学部研究生は、教授等の許可を受けないで人に関わる研究を行ってはならない。また、備え付けの機械器具、材料、薬品等を使用する研究も同様とする。

（研究材料等）

第9条 研究のために必要な材料、薬品等の購入に必要な費用は、原則として自己負担とする。

(許可の取消)

第10条 学部研究生が学業の成績不良で本業において成業の見込のなくなった時は、教授等は第5条第1項の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、学部研究生に関し必要な事項については、学長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。